

京都市地域体育館条例の一部を改正する条例（平成25年11月11日京都市条例第29号）（文化市民局市民スポーツ振興室）

京都市地域体育館について、これまで、市民のスポーツ施設の利用機会の拡大を図るため、新たに供用期間を延長するとともに、障害のある方等の社会参加の促進を図るため、トレーニングルームの使用料を免除する運用を行ってきましたが、当該運用について、条例に定めることにより、市民にとってより分かりやすい運用を実現するために、次のとおり京都市地域体育館条例を改正することとしました。

1 供用期間の延長

現 行	改 正 後
開館日	休館日
1月5日から12月27日まで	1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 使用料を徴収しない場合の設定

障害のある方等が、トレーニングルーム（京都市山科地域体育館及び京都市伏見北堀公園地域体育館のみ）を使用する場合の使用料を徴収しないことを定める。

現 行	改 正 後
<p>（使用料）</p> <p>第7条 使用者は、別表第2に掲げる使用料を納入しなければならない。</p> <p>（以下略）</p>	<p>（使用料）</p> <p>第7条 使用者は、別表第2に掲げる使用料を納入しなければならない。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、トレーニングルームの使用料を徴収しない。</u></p> <p>(1) <u>身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者</u></p> <p>(2) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関</u></p>

する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(3) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者

(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第2条第3項の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者

(5) 戦傷病者特別援護法第4条第1項又は第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者

(6) 前各号に掲げる者(以下「身体障害者等」という。)の介護者(指定管理者が身体障害者等の障害又は傷病の程度に照らして必要があると認める場合を除き、身体障害者等1人につき1人に限る。)

(以下略)

この条例は、平成25年11月11日から施行します。

京都市地域体育館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年11月11日

京都市長 門川大作

京都市条例第29号

京都市地域体育館条例の一部を改正する条例

京都市地域体育館条例の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「(開館時間及び休館日)」に改め、同条第1項中「開館日及び開館時

間」を「開館時間及び休館日」に、

	「	開館日	1月5日から12月27日まで
		開館時間	午前9時から午後9時まで

」

「

を	開館時間	午前9時から午後9時まで
	休館日	1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

」

に改め、同条第2項中「開館日及び開館時間」を「開館時間及び休館日」に改める。

第7条第2項本文中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、トレーニングルームの使用料を徴収しない。

- (1) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (3) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第2条第3項の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者
- (5) 戦傷病者特別援護法第4条第1項又は第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者
- (6) 前各号に掲げる者(以下「身体障害者等」という。)の介護者(指定管理者が身体障

害者等の障害又は傷病の程度に照らして必要があると認める場合を除き，身体障害者等1人につき1人に限る。）

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

（文化市民局市民スポーツ振興室）